

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	6 杉選第 344 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 7 年第 3 回選挙管理委員会臨時会会議録									
開催日時	午前 10 時 00 分から 午前 10 時 45 分まで								
出席者	委 員	今井委員長、与島委員長職務代理、島田委員、小井委員							
	事務局	石田局長、井澤次長、小川選挙法規担当係長、清水主査							
開催場所	選挙管理委員会室		傍聴人	無					
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等				結果				
	議案 第 27 号	選挙人名簿の選挙時登録について							
	議案 第 28 号	在外選挙人名簿の登録について							
	議案 第 29 号	参議院議員選挙における投・開票所秩序保持方針について							
	議案 第 30 号	期日前投票管理者、同職務代理者及び期日前投票立会人の選任について							
	議案 第 31 号	投票管理者・同職務代理者及び投票立会人の選任について							
	議案 第 32 号	開票管理者及び同職務代理者の選任について							
	議案 第 33 号	各種告示について (1) 期日前投票所の場所・期間の指定について (2) 在外選挙人に係る期日前投票所の指定について (3) 投票所の指定について (4) 開票の場所及び日時について (5) 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について							
	その他								
委員長	これから令和 7 年第 3 回の臨時会を開催します。								
	<選挙人名簿の選挙時登録について>								
委員長	議案第 27 号について事務局から説明をお願いします。								
局長	議案第 27 号について説明します。こちらは、7 月 20 日執行の参議院議員選挙の選挙人名簿の選挙時登録に関するものです。根拠法令は記載のとおりです。登録基準日及び登録日は本日 7 月 2 日となります。投票区別選挙人名簿登録者数一覧は別紙 1 のとおりです。なお、一覧は衆議院議員選挙東京都第 8 区選挙区及び第 27 区選挙区別に色分けしてあります。総登録者数は 491,681 人で、8 区が 392,757 人、27 区が 98,924 人です。新規登録者数は								

	5,553人、抹消者数は2,019人で3,534人増です。次に、別紙2をご覧ください。これは直接請求に要する法定数の告示文案です。地方自治法の規定により、登録後直ちに直接請求に必要な法定数の告示を行うことになります。選挙権を有する者の50分の1の数、選挙権を有する者40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数、選挙権を有する者の6分の1の数は、それぞれ記載のとおりです。また、別紙3のとおり区長宛て通知し、合わせて別紙4のとおり東京都選挙管理委員会へ報告します。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等はありますか。
島田委員	新規登録者数と抹消者数は、どの時点と比べての人数ですか。
選挙法規担当係長	都議会議員選挙の選挙時登録基準日6月12日以降の増減です。
島田委員	都議選の告示日の前日6月12日時点と比較してということですね。この選挙人名簿登録者数と投票日当日の有権者数は変わってきますよね。
選挙法規担当係長	その通りです。
島田委員	都議選の時は、選挙人名簿登録者数と当日有権者数の差が1万2千人ほどありました。転出入の異動の多い時期と重なったこともあるかと思いますが、今回の参議院議員選挙ではそこまでの差は生じないものでしょうか。
選挙法規担当係長	都外に転出しても有権者ではなくなるわけではないので、都議会議員選挙ほどの差は生じないものと思われます。
委員長	それでは他に質問が無いようでしたら、決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
<在外選挙人名簿の登録について>	
委員長	議案第28号について事務局から説明をお願いします。
局長	在外選挙人名簿について、在外公館及び移転登録者の在外選挙人証の交付等を行います。根拠法令は公職選挙法第30条の2第3項以下、記載のとおりです。登録日は本日7月2日となります。今回の新規登録者は50名です。内訳は男性28名、女性22名です。登録決定後、速やかに領事館を通じて在外選挙人証を交付します。登録を行わなかった者は2名おりました。登録抹消者は8名です。前回までの登録者数が1,389名で、今回の登録で42名増えましたので、登録者総数は1,431名となりました。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等はありますか。
島田委員	今度の選挙は、国政選挙だからこの人たちも投票できるということですか。
局長	その通りです。参議院議員選挙に間に合うように、在外選挙人名簿の登録を行うものです。
委員長	それでは他に質問が無いようでしたら、決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
<参議院議員選挙における投・開票所秩序保持方針について>	
委員長	議案第29号について事務局から説明をお願いします。
局長	参議院議員選挙における投開票所秩序保持方針について説明します。議案第29号をご覧ください。これは、参議院議員選挙における杉並区の投開票所秩序保持について方針を定めるものです。根拠法令は記載のとおりです。投開票所秩序保持方針では、全体に関する事項、選挙人に関する事項、選挙立会人に関する事項、開票参観人に関する事項、秩序保持のための処分等について、根拠法令の規定に基づき、具体的な内容を落とし込んでいます。6月22日執行の都議会議員選挙の時に定めたものと変更はありません。説明

	は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等はありますか。（委員からの発言なし。）選挙ごとに定める必要があるものですか。
局長	統一的に定めるやり方もありますが、杉並区では変更が必要な内容を柔軟に反映できることから、選挙ごとに定めることとしています。
委員長	わかりました。それでは他に質問が無いようでしたら、決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	＜期日前投票管理者、同職務代理者及び期日前投票立会人の選任について＞
委員長	議案第30号について事務局から説明をお願いします。
局長	議案第30号について説明します。こちらは、参議院議員選挙における期日前投票管理者、同職務代理者及び期日前投票立会人を選任する議案です。根拠法令は記載のとおりです。該当する期日前投票管理者、同職務代理者及び期日前投票立会人については別紙（期日前投票管理者告示、期日前投票管理者職務代理者告示、期日前投票立会人選任）のとおりで、告示文は別紙（告示番号第12号）となっています。なお、告示は期日前投票管理者及び期日前投票管理者職務代理者のみで、告示内容は氏名と町名のみとなっています。告示日は7月3日です。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等はありますか。無いようでしたら、決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	＜投票管理者・同職務代理者及び投票立会人の選任について＞
委員長	議案第31号について事務局から説明をお願いします。
局長	議案第31号について説明します。こちらは、参議院議員選挙における投票日当日の投票管理者、同職務代理者及び投票立会人を選任する議案です。根拠法令は記載のとおりです。投票管理者、同職務代理者及び投票立会人については、別紙の投票管理者・立会人一覧表と告示第13号別紙の投票管理者・職務代理者一覧表のとおりです。また、告示文については別紙（告示番号第13号）のとおりです。なお、告示は投票管理者及び投票管理者職務代理者のみで、告示内容は氏名と町名のみとなっています。告示日は7月3日です。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等はありますか。無いようでしたら、決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	＜開票管理者及び同職務代理者の選任について＞
委員長	議案第32号について事務局から説明をお願いします。
局長	議案第32号について説明します。こちらは、参議院議員選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任する議案です。開票管理者は島田委員に、職務代理者は与島委員にお願いします。告示文については別紙（告示番号第32号）のとおりです。根拠法令は記載のとおりです。告示日は7月3日です。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等はありますか。無いようでしたら、決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	＜各種告示について＞
委員長	議案第33号について事務局から説明をお願いします。

局長	令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における各種告示事項について説明します。1つ目が期日前投票所の場所・期間の指定についてです。根拠法令は記載の通りで、告示内容は期日前投票所の建物名称、所在地、設ける期間及び時間です。2つ目が在外選挙人に係る期日前投票所の指定についてです。これは杉並区役所第4会議室に設ける期日前投票所を在外選挙人に係る期日前投票所の場所として兼ねるというものです。3つ目が投票所の指定についてです。根拠法令は記載の通りで、告示内容は投票所の投票区名、施設名称、所在地です。4つ目が開票の場所及び日時についてです。開票場所は荻窪体育館で、開票日時は令和7年7月20日午後8時30分であることを告示するものです。5つ目が開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について告示するものです。告示日はいずれも7月3日です。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等はありますか。無いようでしたら、決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
委員長	その他、事務局から何かありますか。
局長	今後の予定について確認します。次回の第4回臨時会は、7月3日の木曜日午後5時開催です。 (議題書に沿って、今後の日程を確認)
委員長	質問はありますか。無いようでしたら、第3回の臨時会を終了します。

回 議	局長	次長	主査	作成者	第3回臨時会 令和7年7月2日
					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。